

きのくに職域サポートローン

令和7年12月2日現在

商品名	きのくに職域サポートローン
-----	---------------

保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
融資対象者	・ 満20歳以上であること ・ 安定継続した収入があること ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ・ 当金庫の会員たる資格を有する方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内に事業所を有する方又はその役員 ③当金庫の地区内において勤労に従事する方 ・ 職域サポート制度を導入した事業所に働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規従業員でも可）
資金使途	健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次に該当するもの ①申込人または申込人の家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ②申込人が「自動車関連」「教育関連」「住宅・リフォーム関連」を資金使途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金及び借換えに伴う繰上完済に係る手数料
融資金額	500万円以内（1万円以上1万円単位）
融資期間	3ヶ月以上10年以内（1ヶ月単位）
融資形式	・ 証書貸付
返済方法	・ 毎月元金均等返済又は毎月元利均等返済（ボーナス併用可） ボーナス併用部分は、貸出金額の50%とし、ボーナス返済は6ヶ月隔の年2回
支払方法	・ 原則、購入先等に振込
返済日	・ 7日、17日、27日
融資利率	・ 固定金利 年1.95%（保証料含む）
遅延損害金	・ 年14.0%
担保・保証人	・ 不要

<p>お申込時にご用意 いただくもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご印鑑（普通預金お届け印） ・ご本人さまであることを確認できる資料 運転免許証 ※運転免許証を取得していない方は以下のいずれか マイナンバーカード（表面のみ） 資格確認書 パスポート（令和2年2月4日以降申請分は所持人記入欄が無いため不可） 運転経歴証明書 ※外国人の場合、上記書類のほかに在留カード・特別永住者証明書・住民票抄本 （在留資格の記載があるもの）の何れか ・ご本人さまの年収を確認できる資料（以下のいずれか1つ、借入金額が100万円 以下の場合には不要です） 住民税決定通知書、源泉徴収票、確定申告書控又は納税証明書（その2） ・資金使途確認書類 見積書、注文書、請求書、学校発行の振込用紙、工事請負契約書等 〔借換えが含まれる場合〕 借換え対象ローンの融資残高ならびに本人名義の借入であることがわかる融資 残高確認書類 借換え対象ローンの資金使途が「自動車関連資金」「教育関連資金」「住宅・ リフォーム関連資金」であったことがわかる書類（返済予定表、申込書控、 資金使途確認書類等）
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客様相談課 （9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。 ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図るこ とも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部 または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出くだ さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出 いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様に もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会 において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図 る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管 調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国し んきん相談所にお問い合わせください。
<p>*本商品はきのくに信用金庫の目的ローンです。一般社団法人しんきん保証基金はお客様からの委託をう けて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。</p>	

*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

*詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

*きのくに信用金庫の窓口で返済額の試算ができます。